

第3号様式(第4条)

許 可 証

鎌倉市指令ご減第22号

東京都大田区城南島四丁目5番10号  
株式会社 永野紙興  
代表取締役 迎 康行 様

令和5年(2023年)4月20日付けで申請があつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和5年(2023年)8月31日

鎌倉市長 松尾 崇



営業所の所在地及び名称	鎌倉市大船六丁目1番1号 (株)イトーヨーカ堂大船店内 株式会社 永野紙興 鎌倉営業所
許可番号	第6号
許可業種	<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管除く) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替・保管含む) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業
取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系一般廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 適正処理困難物( ) <input type="checkbox"/> 汚泥等
対象事業所	別紙1のとおり
許可期間	令和5年(2023年)7月4日から 令和7年(2025年)7月3日まで
許可条件	別紙2のとおり

(注) この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して10か月以内に鎌倉市を被告として(市長が代表者となります。)提起することができます。